

(案)

許認可等に係る審査基準

(水産課)

1	法令等名	水産資源保護法
2	法令等番号	昭和26年法律第313号
3	根拠条項	第22条
4	許認可等の種類	保護水面区域内での工事の施工の許可
5	<p>水産資源保護法第22条第1項の規定による保護水面内での工事の施行の許可は、次に掲げる要件をすべて満たすものに対して行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 水産資源保護法施行令第1条に規定する申請書に記載された工事(以下「工事」という。)の目的が公益性の高いものであること。2 工事の方法に必然性があること。3 保護水面の面積、流程に対する工事の規模が適正と認められること。4 工事の期間が水産資源保護法第21条第1項に規定する保護水面の管理計画(以下「管理計画」という。)に記載された増殖対象水産動植物の産卵期に配慮したものであること。5 工事の期間中及び完了後において、工事が管理計画に記載された増殖施設に与える影響が軽微なものであること。6 工事の期間中及び完了後において、工事が管理計画に記載された増殖対象水産動植物に与える影響が軽微なものであること。7 その他管理計画に記載されている事項への工事の影響が軽微なものであること。	